

広島大学学術情報リポジトリ

Hiroshima University Institutional Repository

Title	全体討論
Author(s)	丸田, 孝志; 金子, 肇; 曾田, 三郎; 水羽, 信男; 小野寺, 史郎; 奈良, 勝司; 郭, まいか
Citation	拓蹊, 3 : 17 - 36
Issue Date	2020-05-30
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00049174
Right	
Relation	



丸田

ありがとうございました。森川先生のレジメに対して、何かご質問があればお願いします。

水羽信男（広島大学大学院 以下、水羽）

広島大学総合科学研究科の水羽です。バジヨットの議論が中国で受け入れられたのは、時期的に言えば、1930年代という理解でよろしいでしょうか。

森川

時期的にはやはり1912年だと思います。30年代になると、私もきちんと調べてはいないのですが、バジヨットの話とは違うことになってくるのだと思います。ただ12年に憲法に関する話が、盛んに行われている中で、何人かがバジヨットの議論を活用していたと考えられます。

水羽

となると、この時期だと日本経由と考えてよろしいでしょうか。それとも直接イギリスから導入されたのでしょうか

森川

私の博士論文で取り上げた章士釗によると、直接イギリスのものを読んでいたようです。

水羽

ありがとうございました。

全体討論

丸田

それでは休憩時間が過ぎましたので、引き続き今のお二人の報告を受けて金子先生の方から20分程度で応答をいただきまして、それからの全体の議論というふうに進めていきたいと思います。よろしくお願いします。

金子

丁寧なコメント、ありがとうございました。お二人のご質問が重なっているところもあるので、そのあたりは適宜組み合わせながらお答えしたいと思います。

まず奈良先生のご議論ですが、日本史では幕末から明治初年にかけての時期は、むしろ議会論の方が盛んで行政というか内閣に関する発想が弱いというご指摘は、民国期と重なる

ところがあるなど非常に面白く聞かせていただきました。決定と執行ができないということが議会専制において具体的に現れていたのか、という点がご質問として出てきましたが、それが第 I 章で一番問題にしたところで、袁世凱が議会に押さえつけられ決定と執行ができない反動として新約法体制が出てきたのだらうと思います。

それから、戦前と戦後の連続性という点もご指摘いただきました。確かに戦前と戦後の連続性ということもあるのですが、中国史の文脈から言えば、やはり 1949 年前後の連続性をより強調したかったところですね。また、「天命=民意」から「議会=民意」への統治観念の横滑りの移行という点について、「天命=民意」の統治観念が 19 世紀から 20 世紀初頭においてどのように具体的に現れていたのかというご質問ですね。伝統的に「天命」は「天」の「命令」と言いますが、実際には天災であるとか反乱であるとか、そういう形で具体的に現れてくる。そこで反乱などを通じて顕現する「民意」が、実は「天命」の内実であると言われていたわけですね。そうした「民意」を、制度的にどのように集約し表出していくのかというところで、清末以降において議会の役割が非常に重視されてくるのだ、という文脈で議論させていただきました。したがって、「天命=民意」という統治観念が清末に具体的にどのように現れていたのかという点は、私自身もあまり具体的なイメージを持つて語っていただけではありません。このあたりは、他の方からも、こういう形で現れていたのではないかとこのように補足していただければと思います。

ただ、統治観念の「天命=民意」から「議会=民意」への横滑りの移行という着想を持ったのは、従来は袁世凱政権の時には「对人立法」、つまり袁世凱を意識して議会専制的発想が出てくるのだと説明できるのですが、袁世凱がいなくなっても国会において議会専制的な傾向が続くのは何故なのか説明できないわけですね。それを説明したくて、統治観念の横滑りの移行というものが想定できるのではないかと、それが袁世凱という強力な個性が消失した後も議会専制が続いていく要因となるのではないかと。そういう議論の組み立てをしたかったということですね。ただし、森川さんからも指摘されたところですが、この点に関する分析は少し弱いので、より議論を深めていくべき問題だと思います。私は思想史の方面は弱いのですが、以前、曾田先生が私的なメールで指摘されたように、19 世紀から 20 世紀にかけての同時代人の色々な「天命」観や「議会」観を分析してかなければならない、鄭観応の議院論などから始まり康有為や今日森川さんが言われた梁啓超とかですね、そういう人たちの議論の中から「民意」や「天命」をどのように見ていたのか、ということ进行分析していく必要があるのだらうと思います。

それから、2 点目の機能不全とか擬制・見せかけというところですね。お答えになるかどうかかわからないのですが、議会専制が機能不全に陥るのは旧国会でして、政府の活動を拘束できても自ら意思決定ができないから政局は停滞・混乱し、袁世凱政権は議会の潰して、自在に行政権を駆使できるような新約法体制を作ったと捉えました。一方、新国会（安福国会）になると、議会専制は国会の議席の圧倒的多数を安福系が握ることによって機能したがゆえに民意と乖離してしまう。あまりに恣意的な議会運営をして民意と乖離する、議会専制が

機能したがゆえに問題化したというのが新国会です。

他方、国民大会・人民代表大会の場合は、まさに擬制・見せかけとして強大な権力を与えられるけれど、議会専制を機能させないために、その権限をいかに骨抜きにするのかということが国民党と共産党の思案のしどころだったのです。そして、第Ⅷ章で論じた立法院は、運用面で議会専制的な傾向が現れていたのですが、制度的には議会専制的な権限を持っていませんでした。ただ、党による効果的な拘束を受けずに、国民党籍立法委員がそれぞれ好き放題を言ったがゆえに議会として活性化し、議会専制が機能したように見えるけれど、むしろ議会としてのまとまりはなくなっています。もし、国民党の党議拘束ががちり決まっていたのなら、立法院は何も混乱することなく肅々と行政院・総統の言うことを決議していくのみになっていたはずです。しかし、そうはならなくて、言いたい放題を立法委員各自ができたため議会としての活動が逆説的に活性化し、党の拘束を離れて行政権（総統・行政院）を規制してしまう、ということだろうと思います。

それから、議会専制は特別な要素なのか、権力追求の一つの形なのかという点です。袁世凱・蒋介石などに通じるところですけれど、近代中国の統治権力は、内外の情勢に対して機動的に対処し意思決定をしていかなきゃいけないという、そういう条件下に置かれることが多いので、議会に過度に規制されると政策運営が滞るという状況に陥ることも多かったと思います。袁世凱政権の時もそうですし、戦後の蒋介石の時も共産党と内戦をしながら、つまり戦時体制を続けながら、立法院とともに民主体制も進めていかなければならないというジレンマの中で、行政権の専制志向が強くなっていくのだらうと思います。ですから、今までは行政について、袁世凱や蒋介石の個性なども含め独裁的な性格が強いのだということ片付けられてきたわけですが、それは行政権が本来持っている志向だけではなく、議会（立法権）との関係によって規定されていたのだという点は、従来ほとんど注意されていなかったと思うのです。その意味で、議会専制に対する反動という側面を重視して議論できないかなと思ったわけです。

行政権の肥大化志向の歴史的背景についても、今言ったところが説明になるかなと思うのですが、当時の『大公報』の社説を見ると、中国は何千年という間、行政権・政府は全く規制されることがなかった、だから議会がそれをしっかり抑えなければいけないのだ、というような議論が出てくるのですね。そういう議論が、議会専制的な考えを後押しすることになるでしょうし、それに反発して、むしろ行政権の自由を強調する主張も出てくるようになるのではないかと、という気がします。

議会専制というのは、権力強化志向の一つに過ぎないのか、それとも特別な位置を占めるのかと言う点について、どのようにお答えしていいかわからないのですが、議会専制的な考えと同時に行政権を前面に押し立てて行かなきゃいけないという考えもあって、常に両者が対抗していくという関係が近代中国には多かったと思います。また、中国では一つの政治組織・政治機構あるいは政府の中で、1人の人間がある部門を握るとそこを基盤にして権力を拡充していこうとする傾向が強いように思います。派閥が一つの権力機構に結集すると

かですね。そうすると行政であろうと立法であろうと、あるいは司法であろうと、そこを抛りどころにして一定の勢力・派閥が権力を拡大していこうとする、そういう傾向が近代中国の政治の中にはあるのではないかという気がしています。ちょっと、お答えになったかどうか分からないですけどお許してください。

続いて、森川さんから厳しいご指摘をいただいたのですが、1、2に対するお答えは、先ほどの奈良さんに対する最初の回答で変えさせていただきたいと思います。何れにせよ、やはり清末の議会論の分析が必要になるという点は、おっしゃる通りだろうと思います。私は、このあたりは専門外で逃げているところがあるのですね。それから、2についても、張仏泉などについては非常に面白いご指摘で、なるほどなと思いました。確かに、私の本では知識人の声を余り取り上げていないので、そのあたりをもう少し積極的にやれば面白い議論ができたのかもしれませんが、それができなかったのは、私が思想史的な分析が弱いということに尽きます。ただ、今まで「議会」であるとか「立憲制」や「憲政」であるとかを論じる際には、むしろ知識人の議論を軸に組み立てていく傾向が強かったのではないかと思うのです。私は、そうではなくて、制度を論じながら憲政や立憲制の問題を考えてみたいという志向が強い。そのため、どうしても知識人の議論については必要な限りでしか触れることができなかつたというか、勉強してなかつたということです。

それから、2の問題に関わって、王寵恵や雷震・張君勳などの考え方と張仏泉とは通じるところがあるというご指摘も興味深くお聞きしました。東京の東洋文庫においても述べたのですが、王寵恵や雷震それから張君勳なども含めて、むしろ大陸に残った知識人より台湾に行った知識人の議会論にもう少し注目していく必要があるのではないか。それによって、議会論に即してみれば、彼らの方がより自由主義的な主張や構想を抱いていたという評価もできるのではないか。だとすると、知識人の議会制や憲政に関する議論の構図を、もう少し考え直せるところが出てくるのかなという気がします。

それから、3点目の「三権分立」について、民国時期の言葉の使い方は少しずれもあるのではないかというご質問ですが、確かにその通りだろうと思います。これは、おそらく「三権分立」を、アメリカ的な完全に三権が独立している体制を三権分立と捉えるのか、それともイギリスの議院内閣制的なあり方も三権分立の枠内で捉えるのかというところで、考え方が違って来るのだらうと思います。旧国会の議員たちが憲法審議委員会で議論する中で出てくる意見には、「三権分立」というと絶対的に分立しているアメリカ的な発想が強いような気がします。イギリスのあり方は三権分立とは言えない、という主張も確かあったように思います。その点で、当時において三権分立に関する考え方に、——私はイギリスも含めて三権分立と考えているのですが——おっしゃるような違いが確かにあったのだらうと思っています。張君勳も、議論の中でイギリス的な内閣制へ傾斜していきますね。戦後に「中華民国憲法」を構想する時も、アメリカのように絶対的に権力が分立して議会の自立性が強いと、中国の新国家建設には不利に働くというような議論をしています。そのため彼は、イギリス的な内閣制の中で、政府と議会の相互牽制の関係をどういう形で担保するのか、とい

うところに腐心していくわけです。

それから四点目のご指摘は、恐らく世界史的なというか、日本も含めた国際的な文脈の中で議論を組み立てる必要がある、ということに行きつくのだらうと思います。このあたりも私は非常に弱いところで全く議論ができていません。ただ、議会制の危機については、1920年代ぐらいからカール・シュミットが議会は役に立たない、直接民主主義というか大衆民主主義の高揚の中でこそ本来の民主主義は実現されるのだ、というような議論をしています。一方、ケルゼンは職能制というのはいかん、危ないのだというような議論をしています。そのあたりからドイツの議会制も揺れ動いていくのではないかと思います。議会専制との関係で言えば、同じ1920年代以降になると、中国でも西欧的代議制を克服するものとして孫文の国民大会構想や共産党の人民代表大会制が関係してきます。ただし、どちらもソビエト的発想に由来しているため、西欧的な代議制民主主義に対する不信感をどういう形で解決していくのかということ、西欧的な議会がちゃんと機能しないのは権力が議会に集中されないからだといった議論となり、議会への権限集中によって西欧的な代議制を克服していこうという考え方に向かってしまうのではないかと思うのです。そういう形での議会専制的な発想が、国民大会制や人民代表大会の中に受け継がれていく。しかし、それが制度として本当に実現すると、今度は政府の方が最高の権力を握る議会によって翻弄され機能不全に陥るため、議会権力を何とか換骨奪胎ないし擬制化していこうとする。ただ、国民党と共産党では、その方法が違って来るわけで、そこに両党の性格の違いも現れてくるのだらうと思います。本書で考えたのは、そういうことなのですが、これではお答えにならないところもあったかもしれません。とりあえず以上です。

丸田

1点、司会の方から。先ほどの天命というものは伝統としては、具体的にどのように説明されるかという話ですが、天命は反乱と災害と、あと平時でいくと、やはり現実の権力である皇帝陛下は天命を受けた聖人であるという、そういったところかなと思います。私は専門でやってるわけではないですけど、寺田浩明さんの議論では、中国には「ルールとしての法」ではなくて、「公論としての法」というのがあって、要するに、民情に基づき天理に即した正義を国法を運用しながら実現するという、そのような形の裁きのあり方があると、それが天意、天命といったことに繋がっていくので、それは先ほど奈良先生の言われた、「公議」というような性格とは、ちょっと違うんだらうと思うんです。やはり最高の権力者は最終的に正しい判断ができるはずだと、そういった聖人が統治するという理念があり、民情を汲み取った偉い人が上にいるという、それが本来というか、明清ぐらいの伝統かと思います。清末民初の人たちが、その後、天命をどう入れ替えていって、公論としての公議とか、議会とか民意とかいうふうに上手く持っていくのかという話は、また詳しい方がぜひいただければと思います。

他にございましたら、是非どうぞ議論していただければと思います。

曾田三郎（広島大学名誉教授、以下、曾田）

少し問題を限定した形での発言になると思いますが、ご容赦ください。

本書の金子さんの独創性というのは、なによりも副題にある議会専制というそういう表現に示されています。またそれには、系譜、繋がりがああるということも指摘されています。

本書の全体を通して、近代中国の約法や憲法に議会専制的な傾向がみられたということはよく理解できました。

そのうえで私が関心を抱いたのは、議会専制という事実があったということよりは、そのような事実がなぜ生じたのか、ということであります。

歴史学という学問の固有性は、このなぜを解明するということにあるのではないかと、私は考えています。加えて系譜という言葉に着目すれば、その初発こそが重要になってくるのではないかと。そのような考え方から、著者も重視をしている中華民国成立時の臨時約法に焦点を当てて具体的に3点の意見を述べてみたいと思います。

1点はまだ繰り返し議論になっています。王朝期の統治体制との連続性について。奈良さん、森川さん、いずれも指摘をされた点です。改めて私も意見を述べたいと思います。

近代中国において、議会専制といった状態が生じたことについて、序論4頁で中華民国後の「天命＝民意」から「議会＝民意」への統治「観念」の横滑りの移り行といったことが指摘をされている。繰り返し出た問題です。

金子さんも自覚されているようですけれども、重要な問題であるのに、本格的な論証がなされているわけではなさそうです。ただし、あの孫文に関しては、若干具体的な論及があります。

98頁で、孫文の憲法、国民大会、政府に関する構想について、中国の伝統的な王朝体制との親和性が指摘をされています。しかしながら13歳でハワイへ移住し、帰国後もキリスト教系の学校で教育を受けた孫文は、いつ頃どのようにして中国の伝統的な統治体制に関する理解を深めることができたのだろうか、という疑問を持ちました。

さらに統治体制をめぐる伝統と近代の連続不連続の解明は、極めて重要な問題であり、金子さんも自覚されているように、19世紀末以来の政治改革をめぐる思想史研究への目配りが必要であると思います。

いうまでもなく、康有為それから森川さんが指摘をした梁啓超、これは避けて通れないだろうと思います。また今日出なかつた人物として、同時代に生きた沈鈞儒などは伝統的な学問の世界からの出発という点では共通しているものの、思想の変化という点では、康有為や梁啓超とは異なっています。留学した日本で沈鈞儒が最も惹かれていたのは、自由民権家の言動でした。

彼の考えでは中国の国政上の難題は何よりも「民撰議院」によって解決されるのであり、帰国後は実際に開設請願に参加をしている。こういう人物もいたということですね。

それから2番目です。

臨時約法における議会専制的要素の注入についてです。「結論」の 277 頁ですけれど、近代中国の憲政史上における中華民国成立の重要性が指摘されています。

その理由は、議会権力を過度に強化しようとする立憲的思考の起点だからとされている。それでは、中華民国成立期になぜ議会権力を強化するような思考が生まれたのか。2 番目にこの問題を取り上げます。

25 頁では、「対人立法」的な意図とは別に、あるいはそうした意図を深部で規定するものとして、革命勢力の側に民意を表出・集約する議会権力の強化こそ、共和制と民主主義の強化につながるとみなす思考が、臨時約法のみならず、省約法制定時以来あったことが挙げられています。

ただしこの点に関しては、結論での整理とは若干食い違いがあるのではないかという印象を持ちました。278 頁では、近代中国において安定した立憲政治の枠組みを実現することが困難であった理由 3 点のうちの 1 点として、特定の個人を想定した立法府や行政府の構想が指摘され、それが反映されたものとして臨時約法以来の憲法をあげています。

著者はどちらへ重点を置いているのか、疑問を感じました。

議会権力の強化が、「対人立法」に根差しているとすれば、憲法制定時の政治状況が重要な意味を持つてきますし、そうではなく思考によるものであるとするなら革命勢力の憲法構想の歴史が追究されねばならない。

ただいづれにしても、日本との関係という要素を軽視してはならないだろうと考えます。

最後の 3 点目、革命勢力の憲法構想と日本ということです。

日本の明治憲法や議院法は、それが発布された 1889 年には中国に伝わっています。したがって、日本の憲法や議会制度及びその運用に関する知識は、これ以降約 20 年間に得ることができたはずであります。

特に 20 世紀に入って日本への留学が盛んになりますと、日本の法政に関する情報の入手量は格段に増加します。具体的には日本の社会に身を置くことによる見聞、入学した大学等での講義、邦文および漢訳された書物を通じた学識の習得です。

臨時約法の起草に即して考えますと、原案の作成に携わった 5 人の起草員、また別な案を提示した法制院総裁の宋教仁、いずれもが 20 世紀初頭に日本に留学していることにまず注目すべきでしょう。

この中で湖北省の約法、つまり鄂州約法の起草に関わったのが宋教仁であります。鄂州約法制定前の彼の憲法に関する学習の事例を調べてみますと、1907 年 3 月に『憲法講義』という本を購入しています。また 1911 年 8 月には、『民立報』に『日本帝国憲法論』という本に対する批評を載せています。

前者は著者などを特定できませんが、後者は早稲田大教授の副島義一が執筆した同名の邦文書の漢訳本です。

この批評中で翻訳上の問題点も指摘していますので、宋教仁は日本語のものも読んだと考えられます。『民立報』の批評の中で、宋教仁は副島を日本法学界の大家であると賞賛しています。

私の本でも書きましたように、この副島は1911年末に国民党の犬養毅に誘われて、中国に渡ったわけでありますけれども、それは革命勢力を支援し、袁世凱の下での中国の統一を阻止することを目的としていました。さらに中華民国政府が成立すると、副島は宋教仁によって法制院の法制顧問に採用されています。

それでは、この副島はどのような憲法論を持っていたのかといいますと、彼は日本国内では、民党主義で憲法解釈をする学者とみなされ、桂内閣の成立に反対する憲政擁護大会では藩閥打破を叫び、政党人以上の過激な議論を展開していたといわれています。

また清朝の下での政治改革の動きに対しては、国会が政治の中心となれるような憲法の制定を求めています。

このように革命の支援だけではなく、中華民国の建国にも日本人が関わっていました。全体に著者は、金子さんですけれども、近代中国の国会や憲政を巡る対外関係への関心が薄いように感じられました。

こうした問題について、どのように考えていらっしゃるのか意見をお伺いしたいということが3点目。以上です。

金子

ご指摘、ありがとうございます。非常に細かいところまで色々と問題を出していただいて、そこまで考えていなかったことも多いのですが、まず第1点目として孫文と伝統的な統治体制との関係を98頁あたりで触れているけれど、孫文は何時それを学んだのかというお話ですね。私は、伝統的政治体制について孫文がちゃんと理解しているとは思っていません。孫文が、伝統的な王朝体制の下でも皇帝権と弾劾権・考試権の三権が分立しているんだという議論をしているところを見ると、必ずしも彼は王朝時代の中国の政治体制をちゃんと理解しているとはいえない。むしろ、自分の五権憲法構想に都合がいいような形で解釈しているところが強いだろうと思います。だから、孫文がどこで理解したのかという点は、もう少し彼の議論を1910年代あたりから拾い出して、五権憲法構想に関する議論を読み返していかなければいけないのですが、伝統的統治体制をよく理解した上で彼の議論がちゃんと組み立てられているというわけではなく、むしろ利用して都合がいいところを取ってきているという、そういう議論だろうと思います。いずれにしても、これは奈良さんたちの議論の際も言いましたが、19世紀以来の清末の政治思想史を「議会」、あるいは「民意」であるとか「憲政」であるとか、そうしたタームを軸にしながら、もう一度再吟味・再構成していく必要があるというのはおっしゃる通りだろうと思います。

それから、民国期になぜ「議会専制」的な志向が生じたのかというところで、278頁では「対人立法」的な意図が強調されているとおっしゃられたのですが、278頁で議論している

のは、民国期における議会と憲法草案をめぐる政治対立では、常に行政府と立法府との権力関係が焦点とならざるを得なかった、そこから窺うことができるのは民国期に安定した立憲政治の枠組みを実現することの難しさであって、その要因はいったい何処にあったのかということです。議会専制の要因として、「対人立法」か、それともそれ以前からの「天命」の影響か、という議論をそこでしているわけじゃありません。もう少し大きく捉え返して、近代中国において安定した立憲政治の枠組みを実現する難しさは何処にあったのか、という要因を3点指摘しておいたのです。その中で、立憲体制を構想する際に特定の個人を意識して議論しがちになる、という点を指摘したということです。むしろ、議会専制の志向がなぜ民国初年に生じたのかという問題については、第I章の結論のところで書いていることの方が、ご質問に対応する私の考えであるということです。

それから、第3点については、もうこれはおっしゃる通りで、対外関係についてはほとんど議論できていません。曾田先生が言われているように、日本の影響を考えなきゃいけないということは分かってはいるのですが、なかなかそこまで考察が及ばなかった、力が及ばなかったということです。で、先ほど、日本の影響ということで臨時約法の問題を話されましたが、それはその限りではおっしゃる通りなのだろうと思います。ただし、同盟会・国民党の人間は皆が日本に留学していたわけではありません。その他の人たち、議会政党としての国民党の議員たちも、やはり第I章の終わりの部分で紹介したように、議会専制的な発想を打ち出しているのです。それでは、彼らは何処でそうした発想を学んだのか、皆が宋教仁の言っていることにしたかっていたのか、それは分かりません。やはり個々の人間の思想遍歴あるいは学問の遍歴、それと国際的な、海外留学なども含めて対外的な影響というものを議論してかなきゃいけないのだろうと感じています。以上です。

丸田

曾田先生の方から、もし何かありましたら。

曾田

最初に言った事実を発見するということ、その事実がなぜ生じたのかということに関する歴史学としての使命という冒頭のところは、金子さんはどうお考えになったのか。

金子

それは、本書の最初で指摘したことなのですが、やはりなぜ民国初年なのかということは考えなきゃいけない、でも従来の発想では「対人立法」的な袁世凱政権に対する反発として説明されているけれど、そうではないだろうということでは何か要因を見つけなきゃいけない。しかし、清末の政治思想についてはあまり勉強していない。そこで、以前より清末に「天命」から議会による「民意」の制度的表出へ、という統治観念上の大きな転換があったらうという予測を立てていましたから、それに関わる先行研究を少し読み込んで立論したわ

けです。要するに、「対人立法」的要因だけではなくて、中国の伝統的な思想の中から議会専制的な発想が出てくる。その契機は、中華民国の成立によって権力をどのように編成していくかというところにあり、そこで伝統的な「天命」観・「民意」観を受け継いだ清末の議会重視の発想が、「対人立法」的な発想と結びついていくのではないか。そういう流れで、中華民国成立期の歴史的な位置を考えたということです。だから結論でも、民国成立期は憲政史の画期となる重視しなければいけない時期なのだと書いたわけです。

曾田

いや、私が言ったのは具体的な問題ではなくて、歴史学という学問の固有の使命とは何なのかと考えた時に、例えば政治史上の制度的ないろんな事実だとか、思想的な事実だとかいう問題を解明するというだけでなく、そういう制度がなぜ生まれたのかという、その「なぜ」というところを解明するのが歴史学として重要ではないかということについて、金子さんはどういうふうに考えていらっしゃるのかなということを知りたかった。

金子

いや、それは、そうではありませんと言うつもりは全くありません（笑）。先生がおっしゃる通りだろうと思います。歴史というのは個性のある不可逆的な進行をしていくわけですから、その時になぜそうした事象が起きたのかというのは当然理由を説明しなければなりません。先ほど説明したのは、では中華民国成立時に「議会専制」が生まれたのはどういう理由があるのだろうということを、伝統的な「天命＝民意」観からの横滑り的な議会観の形成と、袁世凱が大総統になったことから来る「対人立法」的な要因とが重なったという形で、「なぜ」という疑問への回答を行ったということです。けれども、それは違うんだとか、こう考えるべきではないのかという反論や実証が出てくれば、それはそれで受け入れていかなきゃいけないと考えています。

水羽

一つは感想で金子さんが何か思っておられることがあれば教えてほしいということと、もう一つは具体的な質問ということになります。

感想の方から先にいきますけども、10 頁に司法、三権分立の司法については、この本では特には論じないということで、その根拠としては滝村隆一さんの議論を前提とされて、司法というのは受動的な権力であるからだ、ということ言われています。この点は僕も確かにそうだろうなと思っています。

ですから、これは質問ではなく感想ということなんですけれども、なぜ石塚迅さんたち、法学の専門家たちが、司法というものを非常に重視するかというと、これは僕もなんども紹介していることですが、結局、議会っていうものは、多数の暴力、つまり多数決によって少数を抑圧してしまうことがある、そうした事態をやっぱり石塚さんたち法学者は問題としてい

る。彼らの議論を敷衍すれば、多数による支配というのが、民主主義の原義であるとするれば、個の尊厳を守るというのがリベラリズム、自由主義の根本的な問題で、それを守りうるのは司法だ、ということになるようです。専門的な知識を持つ裁判官たちが、個々の法律を憲法に即して間違っていないか判断する。リベラルな価値というものは、決していつも多数が守ることができるわけではなく、専門家の役割も大きいという側面をやっぱり重視しなければならぬ、これが石塚さんたちの議論だろうと思います。

で、なぜ僕がこの点を改めて指摘しているかというのと、1957年の言論の自由化（百花斉放百家争鳴）のときに、当時の知識人がいろんなこと言うんですけど、一つの柱は司法の独立を実現せよ、ということなんですね。やっぱり中華人民共和国になってから、司法の独立というものが、共産党の指導という名のもとに蔑ろにされてきた。人身の保護とか身体の自由というものが認められない、そういう状況が起こってきてる原因は、やはり司法の独立がない点にある、ということと言論の自由化のときに一生懸命いう。

自由主義的な価値というものを考える上で司法というものの重要性は、議会とか行政とかとは、また別のものがあるのではないか、と思うわけです。では、お前は研究しているのか、といわれればやってないわけですし、金子さんがこの本でとりあげる必要はなかったのですが、石塚さんたちの議論に対して何かお考えがあれば、教えていただくということで感想を述べさせていただきました。

もう一つは複数政党による選挙ということに対して、不信感があるということは、今のやりとにもありましたし、金子さんの本にもあります。中村元哉さんたちはドイツやソ連に対する相応の評価が、1930年代中国にあったといわれています。金子さんの本でも取り上げられている羅隆基は、アメリカとイギリスに留学していますけれども、彼の博士論文はイギリスの議会制の分析なわけですね。その分析の中でイギリスの議会制度は駄目だというのが、彼の博士論文の結論で、それで学位をもらって戻って、1930年代は主としてジャーナリズムの世界で生きていく。欧米留学生の中に、複数の政党が普通選挙法のもとで政権を争う欧米型の議会制民主主義に対して、中国には根強い不信感があつた。

一方で張東蓀や梁漱溟など新儒家といわれる人たちの議会制民主主義に対する反対は、中国社会にそれは根付かないということを根拠にしています。彼らによれば、中国の社会は議会の選挙を行える状況にはなく、結局、選挙を強行しても買収や腐敗がおこり、まともな議会を作ることとはできない。他方で彼らは地方のエリートたちは自治をやってきた、そうやって中国なりの民主が実現されてきた、と考えて中国の伝統を重視する。

こうした二つの欧米型議会政治批判をみたとき、金子さんが言う議会専制の最終形となる人民政治協商会議を支持して知識人の中には、中国なりのあるべき民主主義を、人民代表大会制度に投影していった人々もいたのではないかと、そうした疑問を持っています。それは一つはやっぱり協商民主主義、田村哲樹さんの言葉でいう「熟議民主主義」[Deliberative democracy]を人民代表大会制度のもとでできないか、できるんじゃないか。そういう願望があつたんじゃないか、と考えています。実際には人民政治協商会議は、共産党の管理統制

のもとにあるわけですから、その点で金子さんの結論を批判したいわけじゃないんです。だけれども、新しい議会制度構想の芽生え、それは先に触れた協商民主的なものだけでなく、森川さんが分析された職能代表制的な動きも含まれてくるんでしょうけども、そうしたもう一つの可能性みたいなことに対して、金子さんが議会専制について分析されたのちに、どのような感想を持っておられるのか、少しお教えいただきたいと考えています。

小野寺史郎（埼玉大学人文社会科学研究所）

小野寺といます。

前回の書評会〔東洋文庫現代中国研究班、2019年8月3日〕にも顔を出させていただいたのですが、大変勉強になりました。

金子先生のこの本は制度の問題がメインだということですので、少しそちらから外れてしまうかもしれませんが、私も思想史寄りのことをしておりますので、先ほどから議論がされています、「民意」観の話に興味があります。

特に本書ですと、3章の孫文の立憲構想の話と、4章の馮少山の話がすごく面白かったです。つまり先ほどから話題になっています、98頁、99頁あたりなのですけども、孫文の構想の背後にある民意観ですね。調和的で非敵対的な民意観というのが前提にある。これとどちらがいいのか分かりませんが、中国近代においては総じて民主主義的要素が重視される一方、自由主義、要するに多元的な価値観があり、議会での議論を通して利害調整をしていくという考え方が、相対的に弱かったのだと思いました。

この上で金子先生にお考えがありましたら、お聞かせ願いたいのですが、そういう孫文の考え方というのは、どの程度彼に特殊なものなのか。それとも、かなりそれが受け入れられる素地があったというか、つまりこういう民意観は当時の中国に一般的であったのか、ということです。深町先生の著作〔深町英夫『孫文——近代化の岐路』岩波書店、2016年〕以来、孫文というのはトリックスターのようなイメージがありまして、彼1人が突拍子もないことを言っているような感じなのですが、そうではなくて、こういう議論が出てくるのはある程度必然性がある、この時に出てきて、制度化されたのかということが一つです。

それからもう一つ、私が本書を読んで面白かったのが、一党が立法府で大きな力を持つと、全てシャンシャンと決まりそうなのですけども、そうではなくて、党議拘束が全然利かないから安福国会や立法院ですごく議論が盛んになったという不思議な現象があったことです。ここが、すごく面白いと思いました。

逆に、複数政党制のように、利害の対立を公的には認めないような状態ですので、特定の利害を反映した政党同士が党議拘束をする形で議論をしあうという形がむしろ出なかった。だから、そういう形になったのかという点が、少し気になったところです。なんというか、革命政党は沢山できるが、議会政党の仕組みができてこなかったのだとちょっと考えた次第です。

以上二つです。

丸田

では、金子先生の方から。

金子

まず水羽さんのお話のうち感想の方ですが、司法の独立という議論をどう考えているのかという点については、ご指摘いただいた頁に書いたことに尽きるわけです。司法権の重要性というのは否定できない、というか私は司法権が三権のうちで頂点に立つ権力だろうと思っています。要するに、国会議員・立法権でさえ、あるいは行政権を握る国家の首長であろうと、司法権は——裁判権ではないですね——拘束し裁くことができるということであり、その意味で最上の権力、三権の中で最も重要な権力なのだろうと思います。

ただし、だからと言って、水羽さんも言われましたけど、私がやっている議会制の議論の中に司法権をどのように絡ませますか？政治史として、あるいは政治過程の中に。司法権の重要性を言うは容易いけれど、司法権は本書で書いたように受動的に稼働するものなので、司法権が動かざるを得ない事件なり問題なりが起きた時でない政治史の対象として取り上げるのは難しい。しかし、もしそうした事件や問題があれば、司法権を中心に据えながら立法・行政との関係を分析していくことは、非常に面白い作業になるだろうと思います。ただ、通常はやはり行政と立法との関係を中心にして国政は運営されていきますよね。そうすると、私が言う意味での国家史的な観点に立つと、どうしても司法権は分析の中心から落ちざるを得ない。だから、私が司法権を本書で取り上げていないのは、司法権の独立や存在意義を重視しているかいないかという問題ではなくて、分析方法上の問題であると考えていただけたらと思います。

それから、複数政党に基づく選挙や議会に対する否定的考えがあって、中国なりのあるべき民主主義を彼ら知識人たちは考えていたのではないか、ということですけど……。うーん、ではなぜ彼らは語らなかったのかということですね。「中華人民共和国憲法」が全国的な討議にかけられますよね。地方各級レベルで色々審議されて、そこで民主党派的な知識人たちが解散権をどうするのかといった議論も提出していたということは、本書の中でも明らかにしたつもりです。では、中央にいる知識人たちはどうなのか。これは、中村元哉さんが編者となった『憲政から見た中国』で中山大学の孫宏雲さんが書いているように、ほとんど彼らはそういう問題について何も言っていない。すでに、状況はそういう問題について語ったらダメになっていたのかもしれない。香港中文大学の『内部参考』を見ると、知識人たちはもうほとんど諦めムードで、毛沢東が言っているからには自分たちが何を意見しても聞き入れてもらえないというムードがあったようです。しかし、うーん、なぜその後の百花斉放百家争鳴から反右派の時期に言いたいことがあったら口を開いたのに、憲法制定の時には何も言わなかったのか、私にはよく分かりません。

中国なりのあるべき民主主義というのは、確かにそれは考えなければいけないことかもしれないけれど、あまり突き詰めていくと「国情」論に組み込まれてしまうんじゃないかと

いう危惧があります。私は、少々禁欲的にやっているわけですが、あまりに読み込み過ぎると思ひ入れてしまう。あくまで、西欧的な三権分立は普遍的な意味を持っているんだ、という立ち位置から観察してみたい。そんなところで、水羽さんの考えと食い違ふところも出てくるのかな、という気がします。

いずれにしろ、立憲主義の受容・展開・定着を重視する主流的な自由主義研究・リベラリズム研究は、憲政史の中でも憲法が規定する基本的人権などの問題については議論できますが、恐らく議会という制度そのものに内在する自由主義とカリベラリズムの問題を議論できないのではないかと思うのです。そのため、少し制度に注目しすぎているのかもしれませんが、本書のような議論を組み立ててみたわけです。ただ、それはリベラリズム研究の主流にアンチテーゼを対置するというのではなくて、むしろどういうふうに橋渡しをして議会の問題をリベラリズム研究の中で議論ができるのか、ということ色々と考えた結果だというように受け取ってもらえたら有り難いですね。

それから、小野寺さんが指摘した孫文の「民意」観、調和的な「国民」観が特殊な考え方なのかどうかということです。当時の「民意」を重視する発想からしたら、恐らく「民意」の内部敵対的な内実を強調しない考え方の方が、影響力を持っていたのではないかという気がします。ただ同時に、選挙の結果がどう出るかわからないから、議会は全ての「民意」を代表していると言いながら解散権はいやだ、個々の民がどう判断するか分からないからそれは恐ろしい、という発想があります。ですから、非常に錯綜した複雑な思いが、調和的に「国民」を一体のものとして捉える考え方にはあるのだろうと思います。

それから、議会政党の仕組みについては、議会政治あるいは政党政治が1910年代に行われますが、政党は離合集散を繰り返す中で国会が解体されますし、国民党にせよ当時の進歩党——民主党かな——にせよ、分散化していくんですね。そうすると、あまり党議拘束など議会運用上の慣習が蓄積されないのではないか、という気がします。また、政党の在り方が、中国では「派系」という言葉を使って言われる方が多いと思うのですが、安福系にしても研究系にしても「派系」なんですね。「党」といっても、日本人が考える政党よりも、もっと緩やかなまとまりだったのだろうと思うのです。そうすると、「党議拘束」などという「党」としての慣行はなかなか形成しにくいはずで、それが戦後になって国民党籍の立法委員の中でも、対立する諸会派が政党のように機能するけど、その会派さえ「会派拘束」ができない、そういう事態に繋がっていくのかなという感じがしています。自信はないですけど、そんなイメージを持っているということです。

水羽

少し補足しておけば、東京の東洋文庫で金子さんの書評会があったときにも、司法が一番大事だ、頂点に立つ権力だということは金子さんから説明があって、そのことは8月の初めの段階で理解していました。繰り返しますが、金子さんの本が司法の問題を分析していないことが問題だということではなく、この本を読んで思ったのは、やっぱり当時の知識人が三

権分立とかって言いながらどこまで司法のことを考えていたのか、というのが気になる、ということでした。当時の知識人はどうしても政府とか議会とかってことに議論を集中しがちで、司法の問題、司法の独立に関しての理解が十分だったのではないか、石塚さんたちが指摘する問題についてあまり関心を持つていなかったのではないか、という点を考えてみる価値はあるのかなということ。それが一つ目です。

もう一つは熟議民主主義的なものが、人民代表大会の設置を通じて実現するのではないか、という形で理想をかけるような思想的な系譜が、1930年代くらいから中国において一貫してあったのではないか、ということ念頭においた質問です。まあ、そのことは僕が一生懸命やってゆけば良い課題ですので、これ以上の発言は控えます。

そして思想史と政治史・制度史に橋わたしが必要だということは、よく分かります。思想史が思想だけで、制度史や政治史がそれだけで割り切るのではなく、両方が議論しあえるようなことを考える必要があるという金子さんの指摘には、全面的に賛成です。

丸田

民意観については、深町さんの論文集の中で、民国初年の議会について、議員が個別的なことばかり言って、自分達の利害ばかり主張していて、民意自体が一つしかない民意を求めるといふか……全体のために奉仕する、そういう議員を求めているのに、個別利害ばかり言っている「わがままな」議員に対する失望があって、議会の権威が失墜していくという議論もありましたよね。だから社会的にはそのような形でやはり、全体のため、一つの民意という、そういう雰囲気、世論があるのかなっていう気持ちもしたんですけど。

他にいかがでしょうか。

奈良

今のご議論を聞いていて、少し参考になるかなと思ったことをお話しいたします。

一つは私の専門ではないのですが、III章の「孫文の立憲構想」について、小野寺先生と一緒に面白く読ませていただきました。ここで見られるなかなか根深い西洋不信、西洋制度への不信の淵源に関わる問題として、私が日本近代史の近年の研究から学んだのは、第一次世界大戦というものが社会に与えた影響がかなり大きかったということです。

図式化していえば、辛亥革命のような近代化の面期が半世紀前に日本で起こったのが明治維新にあたりますが、文明化という国是のもとで西洋化に邁進する、具体的には西洋の制度や慣習を導入していこうとするも、一朝一夕にはできず、けっこう苦勞もします。

対外関係でいうと、旧外交と呼ばれる西洋近代型の外交規範・慣習が、20世紀初頭によくやく定着をする。けっこう時間がかかって維新後半世紀近くを経てようやく曲がりなりにも体系化するのですが、そうやってやっとのことで定着したと思ったら、今度は本家本元のヨーロッパの秩序が大戦で壊れてしまった。日本社会ではそう受けとめます。だから旧外交というのは、苦勞の果てに定着させても、10年かそこらでやはり西洋は駄目だと、ある

意味意識が戻っちゃう。ようやく押え込んだはずの西洋不信が、再び形を「近代の超克」という名前に形を変えて息を吹き返す構図だと、私は捉えています。ですので、「近代の超克」が出てくる1930年代というのは、ヨーロッパであれば、1世紀なり2世紀なりをかけて定着した「近代」を良くも悪くも十分に経験して消化した上で、その構造的な限界に直面したことで問題の解決を目指していったのかもしれないけど、日本の場合は、「近代の超克」と言いながらも、そもそも否定対象である「近代」をそれまでに本当に十分に定着させていたのかどうかは、私は結構怪しいと考えています。そして、それをふまえて今回思ったのは、中国はさらにその期間が短いという国際環境にあったのかなということです。つまり、辛亥革命がおこって13年間非常に不安定な状態で議会を運営し、1924年に途絶するという状態です。まして、その前に第一次世界大戦という大変革も挟んでいる。

ヨーロッパ本体でも、西洋的価値に対してこのままでは駄目だという、深刻な疑念が突き付けられたところに、他のキャッチアップに勤しんでいた非西洋諸国はどのように感じるか。半世紀取り組んできた日本においても、ものすごい不信感が出るわけですね。ならば、その度合いが日本以上だった中国で、三権分立を克服していこうという思考が出てくるのは、以上の文脈からもすごく納得できるというか、腑に落ちたというのが一つです。

もう一つは、先ほど水羽先生が言及された「熟議」の話と、小野寺先生が言及された孫文の調和的な「国民」観(99頁)についてです。これは正におっしゃる通りで、民意の重視というものは、ある種のオプティミズムが前提にないと成り立たないと思うのですね。話し合っただけで纏まらない場合はどうするのかと、くよくよ考えるような人達は、民意の制度化に積極的になれない。だから孫文の感覚というものも、すごくよく理解できました。

明治維新に関して、これも多少参考になるかと思いましたが、大久保利通という人は「公議」という言葉を使っても、完全に決断主義なのです。確信に基づいて、「天命」に近いような形で、聖人である皇帝が言うことは正しいというのと同じような形で、彼は聖人にはありませんが、なぜか自分へのすごい確信を持つて、突き詰めていきます。

ただ、この確信に基づく正しさ、至当性というものは、自分では証明ができません。多数決のように可視化できないので、結局どうなるかというところ、大久保の場合は極端な結果主義になる。「私に任せてくれ。うまくやってみせるから」と。彼はこうして、自分が前面に立って内政や外交の難題を解決していきます。北京にも乗り込んで、戦争の危機を回避したりもする。だから、大久保にとっての正しさというのは、自分に任せてもらうとちゃんと結果は出すという、それで突き進んでいくのです。ただし、さきほど毛沢東には話が通じないという話がありましたが、こういうタイプの人には究極的に交渉しても無駄と周りに思われてしまうので、最終的に大久保に賛成できない人たちは、じゃあ殺すしかないという線にいったっちゃう。大久保暗殺に向かう流れの根底には、これがあったと思っています。

その一方で、同じ「公議」という概念にのっとり、全く違う政治態度をとった人に三条実美がいます。三条という人は、衆議と熟議にもものすごく拘る。彼は過小評価されがちなのですが、実はリーダーシップとは違った側面でかなり凄みのある人でした。具体的には、徹底

的に話し合うことを重視し、衆議を尊重して熟議を行い、普通の人が諦めるようなところでも諦めないという、粘り強さというか愚直さみたいなものがありました。たくさん手紙も書いて、政権の中枢が対立していると、両者を調和させるためにすごく働きかける。

リーダーシップとは対照的なんだけど、とにかく熟議で調和させる。調和するまで頑張るというですね、汗をかくというところがありました。だから三条の事を嫌いな人はいないのでですね。評価はあまりされないのですが、誰からも好かれるような人でした。

さきほど選挙が怖いという話がありましたが、大久保も三条も明治2年に一度だけ民意を問います。5月に官吏公選というのを実施して、そんな広い範囲ではないですが、政府内部の人たちに互いに入札をさせて得票を競った。その時、三条実美が得票数1位で、大久保利通が2位となります。そして2回目は行われませんでした。1回選挙をして、自分たちが支持されたという錦の御旗の事実ができたところで、2回目を行わないと永久にそれは効きますので、多分すごく状況を見て行ったと思うのです。そういう形で、リーダーシップと徹底的に話し合うという二本柱が維新政権には存在したことをご紹介させていただきます。

ただし、大久保が最後殺されてしまったように、三条の徹底的な話し合いというもの、一定のオプティミズムを前提に成り立つものなので、徹底的に話し合っても妥協できなかったらどうなるのかというリスクを孕んでいました。三条としてはそんなことはないと自分に言い聞かせて政権内の熟議を重ねていったのでしょうが、それが限界に達したのが明治6年政変です。征韓論をめぐる議論を重ね調整を試みても、西郷隆盛と大久保利通というビッグネームがとうとう調和できなかった。その限界に直面して、三条は気絶して倒れてしまう。ですので、この出来事は三条の無能さ・ひ弱さの象徴のように捉えられがちだったのですが、彼以外の人なら、多分それ以前の時点で熟議を諦めている。だから三条の卒倒というのは、最後まで調和に拘った粘りゆえの不幸な結果だったともいえる。大久保のやり方と比べれば、どちらも一長一短あるのですけども。直接関係ないかもしれませんが、先ほどのご議論とも奥底でつながっているかなということで、紹介させていただきました。

丸田

民意についてですけれども、中国の場合、やはり修養を積みば誰でも聖人になれるということで、そういうオプティミズムもあるような気もする一方で、しかしやはり社会がエゴに満ちているという不信感があるから、選挙はしないというか、あまりしたくないという見方もあるように思います。やはり、高邁な正義や民意があるということは、ある意味で社会がエゴに満ちてるから、その裏返しとして、こういう正義がないといけない、それは一つでないといけない、一つの正義を求めるといような理屈があるように私は思っています。金子先生の本の37頁で「奇妙な背離」と言われているんですが、民意を代表する議会の至高性に強い確信をもちながら、しかし、国民の政治能力に対する不信感があるというのは、そういったふうに読めるのかなと、ちょっと思ったところです。他どうでしょうか。郭さん、お願いします。

郭まいか（京都大学人文科学研究所 人文学連携研究者）

ありがとうございました。

私も上海の研究をしているので、特に第 4 章の馮少山の話非常に面白く読ませていただきました。

これまでの話の流れとはあまり関係がなく、また私の専門は思想史でも政治史でもないので少し違ったことをお聞きしますが、個人的には、商会というものがこれまでどういった団体なのかよくわからない部分があったので、政府と商会の関係について触れられている本章が興味深かったです。

そこで、史料のことについて教えていただきたいのですが、例えば馮少山のような商会の人間の意見が、どのように政府に伝わり、具体的にどこでどのように議論され決定が下されたのか、その過程に非常に興味があります。

私も 1920 年代のことを研究することが多いのですが、この時代は参照できる史料があまり多くなく、例えば『申報』などといった新聞に掲載されている書簡に依拠することが非常に多いです。

そこで質問ですが、例えば政府側が商会から民間の意見——これを民意と称していいかどうかはまた別問題ですが、そういった書翰や要求などを受け取り、議論を行った場合、その過程などを細かに記録した史料があるかどうかをお聞きしたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

曾田

最後ですので、金子先生の本書と直結はいたしません、金子先生のレジユメの冒頭の指摘について、改めて申し上げたいと思います。

それは、「個別実証の積み重ねは必ずしも歴史の再構成に直結しない」ということです。これは今の日本、中国近代史研究の現状の問題点を指摘しているように思えます。

膨大な史料を引用し、膨大な注がついているのだけれども、この論文、この書籍によって中国の近代の歴史をどのように描こうとしているのかという問題が、意識をされないままに大量の仕事が出されているという現状を私は退職してから、痛感をしています。

これは特に若い大学院生とか研究職についた人たちは、この金子さんの指摘はやはりしっかり受け止めて、中国近代史の全体像をどういうふうに作り上げていくことが自分の仕事なのかという、そこのところ、やはりよく自覚をし、意識をして仕事をしていただきたいなというふうに思いました。せっかく金子さんの指摘がありましたので、最後に重ねて発言しました。

丸田

私からよろしいでしょうか。あまり時間がないので簡単に。一つはさっきのことと関連してなんですけども、民国初期の国会には、衆議院 3 年、参議院 6 年というように任期があ

りますよね。なのに、任期がとうに過ぎているのに、8年後とか10年後にも、また旧国会が回復したりですね、このような状況をどう考えていたのか。それはやはり民意が怖いから、結局政治勢力が一旦民意を担保してしまったら、これを利用しているということなのか、あるいはあまり意図的なことはないのか、あるいは、こういった任期の過ぎた国会を批判するような発想があったのか、なかったのか、これが一つです。

もう一つ、段階的間接選挙というのは、民意を擬制する上でうまく使えたんですけども、ご著作に書かれていらっしゃるように、36年のスターリン憲法は直接秘密投票ですよ。それで、スターリンは、地主・資本家も含めて、すべての人々が選挙権を持つような憲法を中共に勧めているけれども、それができなかったので、毛沢東はそれについて、「我々は過渡期だから」みたいなことを言ってますよね。多段階間接選挙であって、直接選挙でないということについても「過渡期だから」というわけですよ。その点については、やはりずっと引け目は持っているんじゃないかなと思うんですね。擬制であるけれども、うまくやったと思ってるかもしれないけど、やはり民国期には共産党自身が直接選挙で国会を開催せよと激しく主張していた後で、自身がこういう形で収めることに関する後ろめたさは持っていて、どうにかしたいと思っていたのではないかと、その点ちょっと気になります。以上です。

金子

まず郭さんのご質問ですが、まとまった史料類はなかなかないのではないのでしょうか。1930年代以降になると、新聞でも馮少山の書翰や胡漢民の返答が掲載されるようなことはなくなってくる、そういう政治的な問題に対して新聞の情報量が圧倒的に減ってくるような気がするんです。だから、1920年代までは新聞を使いながら、まずは議論を組み立てるという方法が一番オーソドックスで、そこに『上海総商会月報』や『商業月報』といった商会の機関誌類がありますよね。そうした機関誌には、「電文紀要」や「函電紀要」といった項目があって、だいたい組織として発信したものが載っていますから、そこからさらに記事を拾っていく。そういう方法が、私がかつて1920年代を研究していた頃は一般的なやり方だったんじゃないかと思います。

馮少山にしても、個人として意見を出すのではなくて、組織の代表として、全国商会連合会の出席として出すわけですから国民党も無視はできません。だから、胡漢民も返答するわけですよ。そうすると、後は全国商会連合会の会報、これは1910年代ぐらしか史料として残っていないかもしれないですけど、そういった関係人物が所属する組織の史料を可能な限り押さえていくことになると思います。また、商会の月報類などの場合、最初の方に載っている論説ばかり読みがちですが、先ほど述べたように組織として出す電文などは月ごとにまとめてありますから、そういう史料を細かく読んで押さえていくと、意外と面白い事実が出てくるのではないかなという気がします。気がつくのはそれくらいですかね。これで許していただきたいと思います。

それから、丸田さんの出された任期の問題ですが、旧国会が袁世凱に解体された時には任期に残りがありましたから、復活すると残っていた任期で議員を務めています。旧国会は、また黎元洪によっても解体されます。そうすると、議員が南方に移っていきますね。南に逃げて今度は広東で定足数が足りないから、如何にして国会としての正統性を保つかということで、色々と算段したり決議したりして任期を延ばしていく、ということになるのではないかと思います。ただ、任期については、新国会が潰れた後、新たに選挙をしたけれどそれが無効になったので、その後また復活した旧国会と、無効になった新新国会の当選議員とが俺こそ正統だということで対立する、というようなことも起きてきます。つまり、任期に対して無頓着であったわけではなく、自らの正統性を主張する限りで大雑把にやらざるを得ない、ということになっていたのではないのでしょうか。

それから、多段階選挙については私もよく知らなかったことでして、指摘していただきありがとうございます。中国共産党に引け目があったかどうかというのは、本当に最初はあったかもしれないけど、何時までそれが続いていったかというのは分からないですよ。共産主義的な発想というのは、最終的に国家は消滅するのだけれど、それまでは独裁は許されるっていう発想ですから、多段階間接選挙が長期的に継続していく中で、その「引け目」が独裁の正当性との関係でどのように意識されていくのか、またこれは制度的な問題ですから、彼らがどこまで制度を重視したのかという点とも関わって、なかなか難しい問題になると思います。ただ、丸田さんのお話を聞いて、おっしゃるように共産党も当初は間接選挙に対する引け目があったのかもしれないと思いました。

それから、もう終わりの時間は来ているのですが、最後に奈良さんの議論をお聞きして気がついたことを述べさせてください。日本近代史において、帝国議会は「民意」をどのような形で議会の意思として集約するのかという点に関して、色々と経験を蓄積し議会運用の慣行を作り上げていきますよね。ところが、中国の場合、議会は「民意」を代表すると言うけれど、「民意」を議会の総意として集約する制度的な運用慣行を作れないまま、1949年まで行き着いてしまったのではないか。そうすると、「民意」の問題も、議会の中でそれを一つのまとまった議決として集約し、議会の意思として押し出していくプロセスが、どのように近代中国において工夫され慣行化していったのか。あるいは、議決案についても、具体的にどのように審議過程をへて可決にまで至るのか。そういった細々とした問題も、日本の帝国議会研究などを参考にしながら、中国近代史研究者は確認していかなければいけないのではないかと思います。なかなか難しいですけど。

丸田

まだまだ足りないかと思いますが、引き続き懇親会で議論していただく、ということで、合評会を閉じさせていただきます。活発なご議論をありがとうございました。